

国際テロ被害者費用償還制度
議会報告書 2008 年 4 月
(仮訳)

(以下原文 iii 頁)

目次

要旨

はじめに

背景

ITVERP のための立法措置と財源

ITVERP 制度の説明

適格性

許容される費用

申請のプロセス

申請処理時間

申請書の種類

初年度の活動と成果

社会の認識向上の促進

ITVERP 制度の基盤

制度の概略 - ITVERP のデータ

事件の場所

申請の状況

フリーダイヤルの使用状況

電話照会の理由

国際テロ行為の被害者の救済

課題

緊急基金と ITVERP の共存

被害者の身元および所在の確認

利用しうる他の支払い手段の確認

(以下原文 iv)

実績為替レートの履歴データの入手

ITVERP の将来の責任

制度の将来の目標

要約

付属書 A : ITVERP 制度の年譜

付属書 B : ITVERP 制度に関する補遺

注

(以下原文 v～vii 頁)

要旨

1988 年 12 月 21 日、米国は、歴史上かつてない新たな時代を迎え、将来の世代に向かう変化を刻んだ。クリスマス 4 日前に当たる同日夕方、スコットランドのロッカビーの上空で、パンナム航空 103 便の前部貨物倉で爆弾が爆発し、乗客 243 人、乗組員 16 人、地上で 11 人が殺傷されたのである。このテロによる惨事の原因が爆弾であることはほとんど即座に判明したが、犯人を裁判の場へ引き出すまでに 11 年を超える歳月を要したうえに、単発の事件では終わらず、世界中に対応を迫る国際的な暴力事件および破壊事件の前兆となる。この事件および他のテロ行為への連邦政府による対応は、すべてのテロ被害者とその家族、とりわけ外国で被害を受けた米国の市民および被用者のニーズに対応する新規に設けられた制度の基礎を作り出した。

国際テロ事件が増加するにつれて、被害者を公平に援助するニーズが優先課題となっている。被害に関するこの新しい分野に対応して連邦議会が権限を付与し、犯罪被害者対策室（OVC : Office for Victims of Crime）を介して司法プログラム局がテロ被害者費用補償制度（ITVERP : Terrorism Victim Expense Reimbursement Program）を新設した。ITVERP は、米国の外での国際テロ行為の被害者に対し、事件と直接関連した自己負担費用を補償する。

ITVERP は、米国民、米国政府の公務員および被用者を含む適格被害者への補償を行う権限を与えられている（注 1）。法律上の要件は、個人である被害者が、「1988 年 12 月 21 日以後に発生し、1996 年 4 月 24 日を経過した後も捜査または訴追が継続している国際テロ行為の結果として、直接的な身体的傷害または精神的障害に苦しめられているか、死亡している」ことである（注 2）。そのような事件の結果として被害者が死亡している場合には、特定の遺族が被害者に代わって補償を受けることができる。

この制度によって補償を請求できる費用には、以下のような種類がある。

- ◆ 医療費（歯科およびリハビリテーションの費用を含む）
- ◆ 精神保健治療費
- ◆ 財物の損失、修理、交換の費用
- ◆ 葬儀および埋葬の費用
- ◆ 雑費（一時的な宿泊、現地での輸送、電話、緊急の旅行）

請求者は、もれなく記入した申請書を送付して補償を申請することができる。申請書は電子形式で提供されており、ITVERP のウェブページ（www.ovc.gov/itverp）からダウンロード可能である。インターネットにアクセスできない請求者は、ITVERP のフリーダイヤル（1-800-363-0441）で OVC に連絡し、申請書類一式の郵送を依頼することができる。

OVC は、活動初年度（2006 年 10 月～2007 年 5 月）に ITVERP Resource Center を設立した。Resource Center のスタッフは、補償を求める請求者と情報を求める一般市民のための主たる窓口の役割を果たしている。

被害者支援の財源が ITVERP を通じて利用可能なことを被害者に知らせることは、OVC の最も重要活動に数えられている。初年度に OVC は、制度に関するパンフレットの発行、ITVERP ウェブページの開設を含め、主要地域への働きかけと教育活動を通じて、制度の認知度を高めた。

活動の当初数カ月間、ITVERP Resource Center は、被害者、地方、州および連邦の諸機関、非営利団体および一般市民からの 97 件の電話に対応した。2007 年 5 月（この報告書のためのデータ収集期間の末日）以降、この制度の下では 12 の異なった場所におけるテロ事件の被害者から 21 件の申請を受理し、処理している。

新たな制度の常として、OVC は実施の初期段階でいくつかの課題に直面したが、それらに応じてプロセスを再検討し、手続の運用面を適宜調整した。活動の初年度に対応した課題には、以下のものが含まれている。

- ◆ OVC、連邦捜査局（FBI）の緊急基金と ITVERP の共存
- ◆ 被害者の身元確認と申請プロセスの改善
- ◆ 正確な補償の確保を目的とした利用しうる他の支払い手段の検証
- ◆ 適切な支払い目的とした特定日付における為替レートの実績情報を入手することの必要性
- ◆ 潜在的な大規模の事件および複数の被害者に対する準備

OVC が今後 1 年間に重点を置く分野は、大規模テロ行為事件における複数の被害者を援助することに加えて、それらの被害者に支援を提供している組織と被害者援助活動を調整することに引き続き努力することである。この機関は、テロ行為被害者のために活動する他の政府機関および専門家組織との高度な協調が含まれるように、アウトリーチ活動のイニシアチブを拡大しつつある。制度の精緻化を続ける中で、OVC は、継続的コミュニケーションのプロセスの開発によって、諸機関の間で取り組みを重複させないように努める予定である。

ITVERP は、未だ活動の初期段階にあるが、今日までに成し遂げた進歩には以下の事項が含まれている。

- ◆ 被害者およびその家族に郵送される申請資料およびパンフレット
- ◆ 政府機関および非営利団体に対するアウトリーチ活動
- ◆ 暫定データベース・システム
- ◆ 2008 会計年度のための永久データベース・システム
- ◆ ITVERP Resource Center と要員確保
- ◆ 申請を承認するための ITVERP の支払いシステム

将来の目標には、制度の認知度を向上させることと、制度による補償を受ける潜在的適格性を有する可能性があるすべての被害者へのアウトリーチを拡大することが含まれている。達成度は以下の事項によって測定する予定である。

- ◆ 社会の認識を高める資料、プレス・リリース、プレゼンテーションおよびブリーフィングを通じた ITVERP の認知度向上

「ロンドンおよびマドリッドにおける爆破は、我々が別の攻撃に備える必要があることを示している。被害者に対する実行可能な対応を確保することが我々の準備の中でも特に重要である。我々の国際テロ被害者費用償還制度は、外国で被害を受けた米国市民を、均一な救済金と手続を提供することによって救済するものである。」

Cybele K. Dalley
元司法次官補
司法省犯罪プログラム局

- ◆ テロ事件の被害者に対するアウトリーチの拡大
- ◆ OVC に補償申請が提出される件数の増加
- ◆ 適格被害者への支払件数の増加

(以下原文 1 頁)

はじめに

バリにおけるナイトクラブ爆破、Khobar Tower の爆破、サウジアラビアのリヤドにおける集合住宅の爆破といった海外テロ事件における米国の被害者への対応および援助を目的として、ITVERP が設けられた。ITVERP は、他国においてテロ行為の被害を受けた米国市民が直面する異常な状況と、そのような被害者特有のニーズ（旅行、緊急宿泊、医療、精神保健相談、財物の損傷／喪失、遺体の本国送還等）に対応する。ITVERP の費用補償構造モデルは州の補償制度をモデルにしている。ただし、州の補償制度とは異なり、ITVERP は、米国の委任統治下の領域および外国における米国の被用者を含め、50 州全部の被害者が同程度の費用について公平かつ公正な補償を受けることを保証する。

この 2007 年議会報告書は、ITVERP の活動に関する年次報告書についての立法府の要求に応えるもので、以下の情報を提供することを意図している。

- ◆ 補償申請書の提出および処理の手順説明
- ◆ 制度の認知度向上を図るために実施した手続および方針の記述
- ◆ 制度によって支援を受けた被害者の完全な統計的分析（以下の情報を含む）
- ◆ 補償の申請件数
- ◆ 申請承認件数および各支給金額
- ◆ 申請却下件数および却下の理由
- ◆ 補償申請処理に要した平均時間
- ◆ 補償申請の処理未完了件数および制度が将来の時点で負う責任の予測
- ◆ 制度の将来における必要性の分析と、制度改善の提案

「私の家族が標的になったのは、アメリカ人で、アメリカの考え方を代表していたからです。アメリカの土の上で殺害されました...世界の半分だけ離れた場所で。」
- ケニアでの米国大使館爆破事件の犠牲者の遺族

この「はじめに」に引き続き、ITVERP 制度、これを授権している立法措置、および財源構造の背景について簡潔に記載する。この報告書のその他の部分は、以下の各章で構成されている。

- ◆ ITVERP 制度の説明
- ◆ 初年度の活動と成果
- ◆ 制度の概略 - ITVERP のデータ
- ◆ 課題
- ◆ 制度の将来における目標

(以下原文 3~13 頁)

背景

ITVERP のための立法措置と財源

米国司法省 (DOJ)、司法プログラム局 (OJP)、OVC は、犯罪被害者補償制度を運営するため、各州に財政的支援を提供する。各州では、州の立法措置によって犯罪被害者に対する補償と援助のレベルを決定する。ITVERP よりも前は、被害者は州の制度による補償を通じてしか補償を受けられず、そのことが問題となっていた。というのも、米国外の同じテロ行為を生き延びたにもかかわらず、異なった州の居住者ということで、ほぼ同等の傷害でも州によって補償が異なる可能性があったからである。2000 年、米国連邦議会は、「1984 年犯罪被害者法」[42 U.S.C. §10601、42 U.S.C. §10603 (b) (1984) も参照のこと。] (公法 98-473) を改正することによって、被害者の居住州にかかわらずテロ行為の被害者に同等のかつ公正な援助を提供する連邦の制度を設ける権限を OVC に与えた。同年に、2000 年人身売買および暴力の被害者保護法に基づいて ITVERP (注 3) が創設されたことで、各州は、米国外でのテロ行為の被害者に対する補償を要求されなくなった。この制定法により、国際テロの被害を受けた米国市民への補償に加えて、米国政府のために働く外国国民への費用補償も認められた。

1996 年に OVC は、犯罪被害者基金 (Crime Victim Fund) への預託金のうち 2,000 万ドルを緊急用資金に引き当てる権限を与えられた。2001 年米国愛国者法 (公法 107-56) の可決に伴って、犯罪被害者基金は、反テロリズムおよび緊急事態準備金 (Antiterrorism Emergency Reserve) と改名された。米国愛国者法の第 621 条は VOCA を改正し、テロ行為または集団暴力行為に関する被害者への援助および補償にのみ使用する緊急事態準備金として 5,000 万ドルを引き当てる権限が OVC の室長に与えられた[42 U.S.C. §10601 (d) (5)]。 (注 4)

米国愛国者法は、いずれの会計年度であれ、当該年度に利用可能な金額を配布した後に、犯罪被害者基金の残存金額の最高 5% で翌年度の緊急事態準備金を補填する権限を OVC の室長に与えた。同法の当該規定により、テロリストの暴力行為の後で緊急援助を行うための財源を連邦政府が確保できるようになった。

犯罪被害者基金は、税金を使うことなく、被害者に対して補償を行うことを可能にするものである。罰金および料料 (連邦の有罪判決を受けた犯罪者が支払うもの)、贈与、献金、私人からの遺贈が犯罪被害者基金に組み入れられ、これが ITVERP およびその他の OVC の制度の資金源となる。OVC の長官は、以下の目的のために、留保されている犯罪被害者基金から一定額を引き当てる権限を与えられている。

- ◆ 国内テロ行為および集団暴力行為の被害者のための補償および援助サービスの支援
- ◆ 国際テロ行為の被害者のための援助サービスの支援
- ◆ ITVERP への直接の資金供与

従来、犯罪被害者基金からの援助要請は、負傷した被害者の医療機関への避難、遺族の本国送還、葬儀および埋葬費用、精神保健相談、および雑費 (緊急の旅費、関連費用等) を含んでいた。その他の援助要請は、刑事裁判手続に参加するための旅費および宿泊費、事件専用のウェブサイトの開設、フリーダイヤルの回線、家族への報告会、被害者家族が公判手続を有線放送で見届けるためのリモート・サイトの開設を支援してきた。これまで ITVERP では、明確にテロ事件に起因し、実際に被害者の自己負担と損失になっている費用を補償している。

ITVERP 制度の説明

適格性

ITVERP は、米国外の国際テロ行為の適格被害者に対して、当該被害の関連費用を補償する権限を与えられている。補償を受ける資格を有する個人には、(a) 米国民、および (b) 米国政府の公務員および被用者が含まれている。法律上の要件は、個人である被害者が「1988 年 12 月 21 日以後に発生し、その捜査および訴追が 1996 年 4 月 24 日以後も継続している国際テロ行為の結果として、直接の身体的傷害または精神的傷害に苦しんでいること」である。(注 5) 被害者が未成年者、禁治産者、無能力者または死亡者である場合には、その家族または法律上の代理人が、被害者に代わって補償を受けることができる。被害者に加えて、(a) 被害者の配偶者、(b) 被害者の親、(c) 被害者の子、(d) 被害者の兄弟、(e) 被害者の法律上の代理人も請求者に含めることができる。

許容される費用

制度による請求者が補償を求めることができる費用には以下の種類がある。

- ◆ 歯科およびリハビリテーションの費用を含む医療費 (50,000 ドル以下)
- ◆ 精神保健治療の費用 (5,000 ドル以下)
- ◆ 財物の喪失、修理または交換に伴う費用 (10,000 ドル以下)

◆ 葬儀および埋葬費用（25,000 ドル以下）

◆ 一時宿泊費、事件国に家族2名が向かうための緊急の旅費、現地輸送費、電話費用等の雑費（15,000 ドル以下）

弁護士費用および訴訟費用、苦痛、生活の喜びの喪失、配偶者権の喪失等の費用は、補償対象から除外されている。

被害者に補償を行うか、ITVERP に基づいて被害者から請求された費用の一部または全部を負担する機関または制度は、利用しうる他の財源とみなされる。制定法では、被害者への補償金額については、1986 年外交官等安全確保及び反テロリズム法（Omnibus Diplomatic Security and Antiterrorism Act）の第 VIII 編に基づき同一のテロ行為に関して被害者が受け取った金額を差し引くことを規定している。

例えば、健康保険、損害保険、葬祭埋葬保険等の支払い財源が ITVERP の補償と重複する場合は、利用しうる他の財源とみなされる。生命保険金は、特定の自己負担費用を保証するものではないため、利用しうる他の財源とはみなされない。利用しうる他の財源の定義は、VOCA に基づく犯罪被害者補償制度に関する他の規定の定義と同じである。

申請プロセス

被害者は、もれなく記入した申請書を、郵送して費用補償を申請することができる。申請書は電子形式で用意されており、ITVERP のウェブページ（www.ovc.gov/itverp）からダウンロードおよび印刷のみ可能である。インターネットにアクセスできない請求者は、INVERP のフリーダイヤル回線を通じて、申請書類一式の郵送を依頼することができる。

OVC は、図 1 に示したとおり、申請を受理、追跡および処理するための標準手順を確立している。

補償の申請が受理された場合、日付が押印されてプロジェクト・マネージャーへと転送され、ケース・マネージャーに割り当てられる。ケース・マネージャーは、申請データをデータベースに入力して請求番号を発行し、申請受理証明書を申請者に郵送してから申請書を審査するが、その目的は (1) 被害者の身元と請求の適格性を検証し、(2) 申請の誤記入、脱漏を確認し、欠落している情報があれば請求者に連絡し、(3) 請求者との通信の期限を特定することである。

次にケース・マネージャーは、関連するすべての申請情報の保存に使用するケース・ファイルを作成した後、請求者の事件に関する情報を審査に備えて記録するために事件の要約を記入する。申請に関する情報が完全であれば、ケース・マネージャーは、補償に関して利用しうる他の財源のうち、INVERP に提出された費用を帳消しにしうる財源を検証したうえで、費用補償シートを作成する。補償すべき支払いが米ドル以外の外国通貨で行われている場合には、ケース・マネージャーは、米国財務省の財務管理課（FMS）から提供された実績換算レートで外国通貨を米ドルに換算する。このプロセスの最後に、ケース・マネージャーは、プロジェクト・マネージャーから承認を得た後、請求者のための補償に関する提案書を起草する。当該提案書は、審査を受けるために OVC 制度専門担当員に提供されるものである。

OVC 制度専門担当員は、提案書を審査するほか、ある行為が国際テロ行為に当たることが合理的に示されているか否かを司法長官またはその指定を受けた者が判断しているかどうかを検証する。当該事件がテロ行為と指定されていない場合には、請求却下が提案される。制度の目的に関して、行為がテロ行為と指定されており、申請に含まれている情報が確認された場合には、請求承認が提案される。OVC 制度専門担当員が提案を承認した場合には、最終承認を得るために OVC の室長に回付される。室長が請求を却下した場合には、請求却下の決定のほか、請求者が上訴を希望する場合の上訴手続が、請求者に書面で通知される。

室長が請求を承認した場合には、支払処理のために OJP の監理官室へと送付される。米国内の請求者は、直接預託によって支払いを受け取り、米国外の請求者は、米国財務省の FMS、すなわち国際財務課が提供する国際電子振替サービスを通じて支払いを受ける。国際的支払いは、個人宛に直接行われるか、請求者の居住国の米国大使館または米国領事館に送金される。支払処理が行われた旨の通知を OVC が受け取った後、承認および支払いについて請求者に書面で通知される。

申請処理時間

申請の受理、追跡および処理のため、標準手順が定められている。OVC は申請の受取確認を 5 業務日以内に行う。申請が受理されてから請求者が支払いを受け取るまでの申請処理の所要時間は、さまざまな要因の影響を受ける。すべての必要な情報および文書を備えて提出された完全かつ正確な申請は、支払の最終提案の作成から処理するために 2～6 週間かかることがある（注意 6）。

申請書の種類

ITVERP では、3 種類の申請書が使用される。

- ◆ 暫定緊急：医療、短期宿泊、緊急輸送等、ただちに必要な事柄のために資金を求めている適格請求者は、この申請書を使用する。
- ◆ 項目別：国際テロ事件の後に支払った自己負担費用の補償を初めて請求する適格請求者は、この申請書を使用する。
- ◆ 追加：初回請求の提出後に費用に変更があることに気付いた適格請求者は、この申請書を使用する。受取が遅れた請求書について、または当初必要と考えられなかった新しいサービスについて、追加申請を使用することができる。

プロセスには段階がある。

第1 段階 - 申請が受理されてから利用しうる他の財源が検証されるまで（約2～8 週間）：

この段階で必要な時間の量には、さまざまな要因が影響を及ぼす。請求者が不完全な申請書を提出すると、完全な新しい申請書の提出要請と共に申請書のコピーが、請求者に返送される。たとえば、申請者が ITVERP 申請書の項目 F および H に署名と日付を記入しなかった場合には、不完全な申請書とみなされる。申請は、最初に受領された時点で ITVERP のシステムに入力されているが、新しい申請書が返送されるまで処理は保留される。請求者は、OVC の要請に迅速に応じることもあるが、対応するまでに数週間待つこともある（処理時間が変動する原因になる）。

完全な申請書が受理されると、その行為が国際テロ行為に相当することを合理的に示す指標があるか否かの判定を求める請求が、ITVERP に関して開始される。

第2段階 - 利用しうる他の財源の検証から最終メモランダムまで(約4～6週間): 請求者の申請に関して併存する財源の種類、併存する財源の連絡窓口の協力を得られる程度、提供された情報の正確度によって、プロセスのこの段階で必要な時間は異なる。

利用しうる他の財源の検証を要請する権限は、ITVERP 申請書の項目 H で付与される。項目 H による許可に署名し、日付を付すことによって、請求者は以下の権限を付与する。

病院、医師、葬儀社、市当局、雇用者または労働組合、保険会社、社会福祉事務所、社会保障事務所その他の者、企業、機関、または組織が被害者対策室、ITVERP またはその代表者に対し、要請された任意の情報を提供する権限

OVC は、機関が被害者に対して利用可能にしたサービスと支払いについて、ITVERP に関連する範囲でそれぞれの種類に関する確認を要請する。当該機関は、その記録のために、OVC の情報を受け取る権限の証明書のコピーを要求することができる。この授權により、当該機関は、過去の補償または潜在的な補償のうち、請求者が受け取ったか、受け取ろうとしている可能性があるものに関する情報を開示することができる。

実施の初年度において、OVC は、諸機関からさまざまな利用しうる他の財源について確認を依頼した。以下がその例である。

◆ 請求者の葬儀費用のうち、一部を FBI が支払ったものについての確認

◆ 請求者が一時払いした支払い金の額の確認

◆ 請求者の費用の国務省の記録による確認

第3段階 - 最終提案メモランダムの作成から OVC の管理者による承認まで (約2～3週間): この段階に影響を及ぼす要因には、関連する通貨の種類の数、補償すべき請求書の数、および申請書に含まれている詳細の量が含まれている。

被害者は、テロ事件の時点における為替レートで補償を受ける。特定の日の実績為替レートに関する情報は FMS から提供される。FMS は、四半期毎に日々の為替レートを平均するほか、四半期の数値を計算し、信頼しうる安定したデータ源を OVC および請求者に提供する。

通貨の換算が完了し、記録されると、ケース・マネージャーは提案のメモランダムを作成し、プロジェクト・マネージャーがこれを検討し、制度専門担当員に送付する。次に、OVC 制度専門担当員は、承認を受けるため、そのメモランダムを OVC の管理職に回付する。

第4段階 - 支払のプロセス: この報告書の時点では、OVC が支払いを直接処理することはできない。そのため、この段階の所要時間を判断することは困難である。国内の支払いについては、3～5 業務日を処理に要するものと予測される。OJP は、財務省と協力して、請求者の口座への直接預託によって支払いを行う。

第5段階 - 不服申し立てのプロセス: 請求者は、すべての決定について 30 日以内に不服申し立てを行う権利を有しており、承認および却下された申請の両方について不服を申し立てることができる。申請が OVC の室長によって承認または却下された後に、決定の概略および不服申し立てのプロセスの説明を含んだ書状が請求者に送付される。これまで不服申し立ての実例はない。

初年度の活動と成果

制度実施の初年度において、OVC は内部的期限および制度の中間目標を達成した。初年度のもう 1 つの目標は、ITVERP 運営手順マニュアルを実施し、制度の方針および手順として有効かつ機能的なものとなるように文章を書き換えることであった。OVC は、申請の受理、文書化、保存にも注力したほか、申請が処理の初期段階を通過していくのに応じてプロセスを評価し、手順を改善した。

上述した制度の方針の策定および実施に加えて、OVC は制度を支持するため試みを新たに開発し、援助を求める被害者に支援を提供した。この章では、この新制度を強化するために実施された試みのいくつかについて論じる。

社会の認識向上の促進

ITVERP のすべての活動の中心は、国際テロ活動被害者支援財源が利用可能なことを被害者自身に周知させることである。OVC は、ITVERP に関する社会の認識向上を促進するために、多くの方法を使用してきた。初年度に開始された主要地域への働きかけと認知活動の要約が下記のリストに示されている。ウェブページと制度紹介のパンフレットは、制度の目標を促進する上で特に重要である。

ウェブページ

OVC は、米国外のテロの被害者のための情報と他の有用なサイトへのリンクを提供する包括的な ITVERP ウェブページを設計し、OVC のウェブサイトへの掲載を開始した。さらに、www.ovc.gov/itverp にあるウェブページでは、ITVERP の目的と歴史が説明されており、補償申請書、申請書記入についての詳細な指示、申請書についてのチェックリスト、補償を受けられるカテゴリーのリスト、および請求の支払いの預託のための自動情報センター（ACH）の書式を国際テロ行為の被害者がダウンロードできるようになっている。このウェブページには多くの関連ウェブサイトがリンクされており、国際テロ行為の被害者のための正義、テロ事件後の対策、政策決定の指針等が主題となっている。

ウェブによる申請および情報システムの実施への取り組みが認められて、米国司法省は、GovBenefits.gov（政府のウェブサイト）Agency of the Year 賞を獲得した。2007 年 6 月に与えられた賞には、下記の表彰状が付されていた。

GovBenefits.gov は、本年度の Partner Appreciation 賞を米国司法省に授与することを喜びとする。昨年 1 年間、DOJ/OJP は、永続的な影響を制度にもたらしたいくつかの貢献を通じて、GovBenefits.gov の継続的な発展に参加する意欲を示した。DOJ は、GovBenefits.gov Content Management System（CMS）の利用トレーニングをプログラム・マネージャーに受けさせることに極めて積極的であり、その目的は当該機関の 2 つの制度、すなわち国際テロ被害者費用償還制度（ITVERP）および Public Safety Officers' Benefits Program（PSOB）の制度情報を維持可能にすることであった。

パンフレット

OVC は、制度の情報および適格要件をユーザー向けにわかりやすく解説したパンフレットを作成した。

このパンフレットは、2006 年 10 月から配布されており、ITVERP のウェブページ（www.ovc.gov/intdir/itverp/pdf/ITVERP_Brochure.pdf）からも入手することができる。OVC は、潜在的な請求者、その家族、政府機関、および一般市民にパンフレットを送付してきた。目下、より充実したパンフレットを印刷して大量に配布する準備が進められている。

その他のプロモーション活動

初年度に OVC は、以下も達成した。

- ◆ 2006 年 9 月、OVC の ITVERP メッセージ・システムにリストサード広報を掲載して、最終的な規則および規定を発表した。
- ◆ 2006 年 9 月、全米犯罪被害者補償委員会全国トレーニング会議において、ITVERP に関するプレゼンテーションを刑事司法研究者達に対して行った。
- ◆ 2006 年 10 月、プレス・アドバイザリーを公表して、制度の実施を発表した。
- ◆ 制度の照会に対応するため、フリーダイヤル・サービスおよび電子メール・アドレスを開設した。
- ◆ 2006 年 10 月、JUSTINFO ニュースレター（第 12 巻、第 20 号）で声明を発表した。
- ◆ 2006 年 11 月、電子メールによる声明を「NewsFromOVC@ncjrs.gov」に掲載した。
- ◆ 2007 年 1 月、連邦検察官 93 名に ITVERP 申請資料を郵送より提供し、制度に関する詳細情報を検察官事務所のスタッフおよび被害者支援者と共有できるようにした。
- ◆ 全米刑事司法資料提供サービス/要旨データベース（www.ncjrs.gov/library.html）（NCJ 210645、2006 年 2 月）で要約を公表した。
- ◆ 政府のウェブサイトである GovBenefits.gov に、連邦機関のための救済金と援助に重点を置いて、ITVERP 制度の要約を掲載した。
- ◆ 全米司法研究所の NIJ Journal に制度の適格要件情報を伝達するための声明を作成した。
- ◆ FBI の被害者援助室を含む他の政府機関との会議を設営した。
- ◆ 以前の国際テロ事件の被害者と判明した人々およびその家族に情報資料の小包を郵送した。その中身は、ITVERP のパンフレット、費用補償の申請書および申請書記入についての詳細な指示、申請書のチェックリスト、費用のカテゴリーおよびそれぞれの補償最高額のリスト、被害者情報の補足シート、利用しうる他の財源、サービス提供者の情報および銀行経由情報などである。

ITVERP 制度の基盤

日々の制度運営に関与している OVC のすべてのスタッフを組織的に支援するため、数多くのツールが作り出された。いずれも制度の一貫性、安全性、アクセス可能性を確保するツールであり、これらによって一貫した方針と手順を維持しつつ制度を成長させることが可能となったのである。

運用マニュアル

司法省（DOJ）内部用の運用マニュアルは、ITVERP 制度の規則および規定に関連するすべての方針、手順、および書式のほか、申請のプロセス、制度の再検討、および不服申し立てのプロセスを集積したものである。このマニュアルは、現行の手順を反映し、ITVERP Resource Center で使用されている書式を更新するため、2007 年 5 月に改訂された。現行のマニュアルには、申請のプロセスに関するガイドラインおよび情報、請求の外部審査の手順、不服申し立ての手続きの方針および手順に関する指針が示され、制度に関連するあらゆる書式のハードコピーのサンプルも含まれている。さらに、秘密保持、記録保管、ハードコピーの事件ファイル、ソフトウェアの機能、データベースの専門用語集に関する方針および手順ならびに詐欺、過払、および権利放棄に関する制度方針の概略が説明され、事件管理プロセスの詳細な計算方法も記載されている。

電話交信記録

制度に関して OVC にかかってきたすべての電話は、電話記録・システムで追跡される。電話をかける者は、制度についての質問、申請処理の進捗の照会、または ITVERP に関するフィードバックの提供を目的として、ITVERP 国際フリーダイヤル専用の番号を使用する。事件ファイルおよび電話記録によって、請求者、潜在的請求者、および一般市民との通信の完全な記録を確保することができる。さらに、電話をかけてきた者の意見を追跡処理すると、利用者からの貴重なフィードバックを得ることができ、これによって制度の運用者が制度改善策を見い出せるようになる。安全な電話交信記録は、通話者についての秘密保持を完全にすることで作成され、ログオンするにはユーザー名およびパスワードが要求される。さらに、電話交信記録を使用すると、制度管理者は、長期にわたってデータを収集・分析することにより、電話をかけてきた者のフィードバックのパターンを知ることができる。この特徴は、傾向分析およびデータ報告のために重要である。たとえば、電話をかけてきた者への多数から寄せられた質問が申請書の指示の同一項目に関するものであれば、OVC のスタッフは当該項目を確認し、将来改訂する必要があるか否かを判断する。このように、電話交信記録では、制度およびその構成要素の継続的改善サイクルに対する貴重な情報が提供される。

データベース

OVC では、請求者ファイルの内部用データベースを維持している。現在のところ、ITVERP 補償の処理を目的として開発された当該暫定データベースには、請求者の申請情報、事件記録および通信が格納されている。このデータベースは、ITVERP の費用補償依頼の処理および追跡にも使用されている。OVC のスタッフは、OJP の首席情報官室と協力し、より恒久的で強化されたデータベースの開発を支援している。

恒久的 ITVERP データベースは、個人（請求者）情報の収集・保存に関する司法省（DOJ）のあらゆるセキュリティ要件に対応するウェブベース・プログラムになるであろう。さらに、このデータベースには以下の特徴または機能が用意されるものと見込まれる。(1) 現行データベース情報を新規データベース・システムに統合する。(2) 申請情報を入力するためのデータ入力機能を備えている。(3) 会計報告書を作成する。(4) 請求の支払依頼書を作成する能力をケース・マネージャーに提供する。(5) 首席財務官室の支払依頼データ処理能力を支援して、支払依頼が処理されるようにする。(6) ITVERP の通信文書を作成する。(7) 通信を追跡する。(8) 電子メール・メッセージを送信する。(9) 統計報告書を作成する。(10) 検索基準を指定する各種機能を含んだ管理レポートを作成する。

(以下原文 15～17 頁)

制度の概略 - ITVERP のデータ

OVC が償還制度を実施し、国際テロ事件の被害者に直接働きかける際には、提供されたサービスの有効性とサービスを受けた請求者数を測定するための基本データが収集される。表 1 は、2006 年 10 月～2007 年 5 月における実施初期の ITVERP の申請処理実績をグラフに要約したものである。

ITVERP の最初の申請は、2006 年 11 月 1 日に受理された。制度初期に受理された申請は、すべてが項目別である。

表 1. 国際テロ被害者費用償還制度申請受理件数

申請の種類	受理件数
緊急暫定申請	0
項目別申請	21
追加申請	0

事件の場所

12 の異なる場所におけるテロ事件に関する補償のために申請が受理された。

申請の状況

2006 年 10 月から 2007 年 5 月までに ITVERP では 21 件の申請を受理したが、そのうち 3 名の申請処理は（不適格または請求者の要求によって）打ち切れ、残り 18 件の申請は最終決定に至っていない。5 件の申請が処理され、検証されたものの、所轄部門によって事件がテロ行為と指定されるのを待っており、（補償金の支払承認のために当該指定が必要）、残り 13 件は審査および検証の各段階にある。

「新しい償還手続きに関して支援してくださった皆さん全員に心から感謝の意を表したいと思います。」
- テロ事件で息子を失った精神保健カウンセリングを受けている人

表 2. 償還が請求された事件の発生国

国	申請受理件数
アフガニスタン	2
アンゴラ	1
エジプト	1
インドネシア	1
イラク	2
イスラエル	1
ケニア	2
フィリピン	1
サウジアラビア	5
スコットランド	2
スイス	1
アメリカ合衆国*	2

*独立総合研究所注：本表は各国からの申請の件数を受給資格の有無に限らず示したもので、実際に給付が実施された件数とは異なる。よって、本表中の申請の中には受給要件に適合しない申請も含まれている。例えば、本表の項目中にはアメリカ合衆国との記載があるが、ITVERP が対象としている被害は米国外で発生したテロ被害のみである。

フリーダイヤルの使用状況

2006 年 10 月から 2007 年 5 月までに、ITVERP は、フリーダイヤル回線で 97 件の電話を受けた。利用率のパターンを発見または予想するには時期尚早とはいえ、新たなアウトリーチ活動またはテロ事件に応じて電話の件数が増えると推測するのは妥当であろう。

電話照会の理由

制度に関する電話 97 件のうち、77 件は外部からかかってきた電話、20 件は電話をかけてきた者の様々なニーズに応えるためスタッフがかけたフォローアップ電話であった。

かかってきた電話の多くは、申請処理の進捗状況、手続き関連の質問、ITVERP 関連の一般情報についてであった。

国際テロ行為の被害者の救済

さまざまな場所における国際テロ事件の被害者に、救済のための資料を送付した。資料の送付先として最も多かったのはスコットランドのロッカビーの事件の被害者であり、その後にサウジアラビア、イラク、インドネシア、エジプト、ヨルダン、アフガニスタンが続いていた。

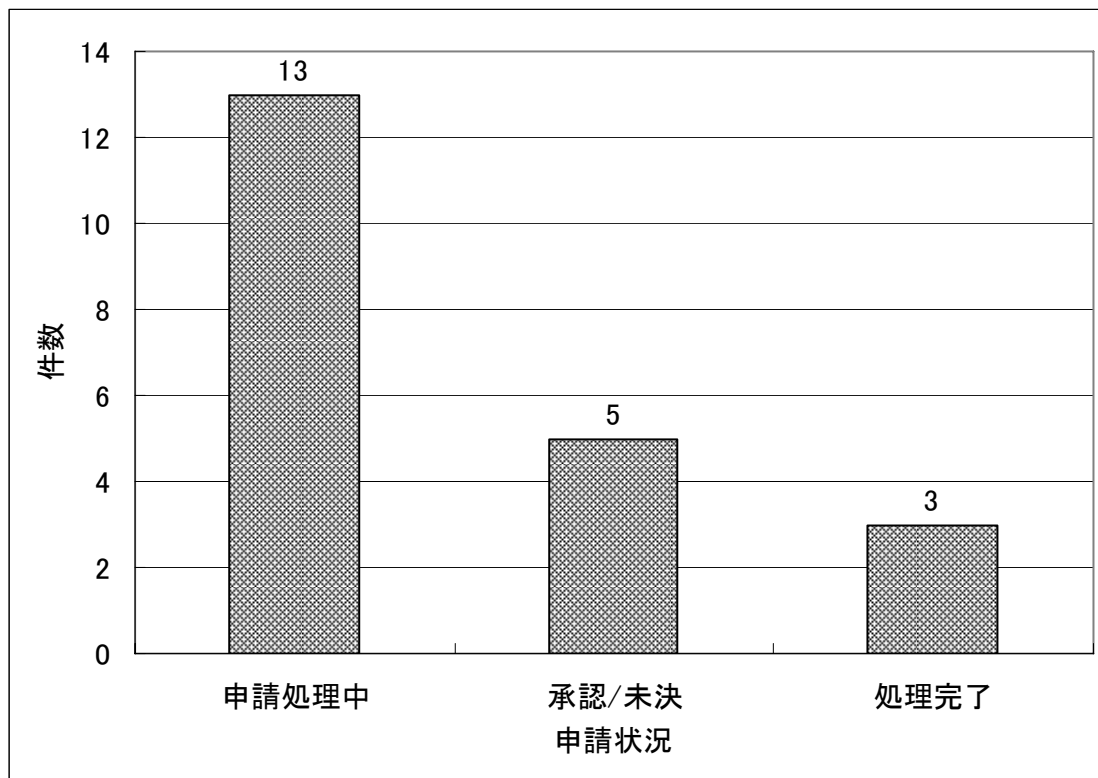


図2. 国際テロ被害者費用償還制度申請状況

(以下原文 19～21 頁)

課題

制度実施の初年度中に、OVC は、組織内の財政的補償プログラムの構築という課題に直面した。OVC を通じて管理される協力合意とも補助金制度とも異なり、ITVERP は、テロ行為の被害者に直接働きかけ、連邦レベルで財政的な援助を提供する唯一の制度である。ITVERP は直接補償する制度であるため、被害者が直面する日々の問題に関して直接入手する知識は、被害者との相互関係とともに、OVC が制度を強化すべき分野を特定するうえで大きな助けとなった。

新しい制度として、ITVERTP は数々の課題に遭遇してきた。それらの課題に対応して、OVC は、継続的強化のために、業務の見直しと品質管理プロセスを実施した。OVC は被害者および構成員から情報とフィードバックを受け取るため、これらの貴重な情報提供は、可能な限り最善のサービスを保証するための方針および手順を変更するのに役立つ。OVC は、継続的な見直しのプロセスの強化と改善を続けている。

活動の初年度中に対応した課題には以下が含まれている。

- OVC と連邦捜査局 (FBI) の緊急基金と ITVERP の共存
- 被害者の身元確認、申請手続きの改善
- 公平な補償を保証するための利用しうる他の財源の妥当性確認
- 適切な支払いを行うために特定日付の為替レート実績データを入手する必要性
- 大規模事件および多数被害者が発生する可能性に対する備え

緊急基金と ITVERP の共存

制度実施の初期段階で OVC が迫られたのは、「テロ及び大規模暴力の被害者のための犯罪被害者支援緊急基金 (Emergency Fund)」等の他の被害者支援制度と比較して ITVERP の機能の発揮の仕方を差別化することであった。FBI の Office of Victim Assistance (OVA) と協力して OVC が運営する緊急基金の目的は、被害者が利用しうる他の財源または支援サービスを利用できず、即座の援助を必要とするときに、緊急の財政的援助を提供することである。緊急基金を通じて、OVC は、危機に直接関連するニーズ (緊急の旅行、死亡被害者の遺体の本国送還、被害者およびその肉親の精神保健相談、負傷被害者を適切な医療機関へ輸送するための救急ヘリコプター等) について国際テロの被害者を援助した。ITVERP が実施される前に、Emergency Fund は、援助の格差を解消するために使用された。現在では、緊急基金は、救急ヘリコプターその他生死に関わる事態にのみ使用されている。

さらに、緊急基金は、短期的な緊急のニーズ (危機的状況の下での援助) について被害者を支援するが、ITVERP は、長期的な緊急のニーズ (国際テロ行為の結果として発生した費用の補償) について被害者を支援する。

ITVERP は、緊急基金による補償を受け取っていた一定の請求者を ITVERP 制度に移行させた。これら 2 つの制度は密接に協働し、被害者が徐々に経済的に回復し、願わくば身体的、精神的にも回復するのに合わせて、請求者のニーズを緊急の形態から補償の形態へと移行させる。

被害者の特定および所在の確認

OVC は FBI の被害者援助室と協力して、制度利用資格を有している可能性がある既知の被害者についての情報を確認し、更新する。パンナム航空 103 便、ケニアとタンザニアでの大使館爆破を含めた事件の被害者に援助を提供する緊急基金を通じて、OVC は、被害者情報データベースを維持した。OVC は引き続き、被害者の連絡先情報でデータベースを更新し、妥当性を検証する。OVA からの援助を得て、OVC は被害者データベースの更新を開始し、完全な連絡先情報がある被害者に申請書を郵送した。さらに多くのアドレスと被害者が確認され次第、それらの被害者に救援を提供することが予定されている。

申請書を郵送した結果として、多数の課題が持ち上がってきた。一部の郵送物が返送されてきたが、これは宛先があいまいなためである。記入して OVC に返送されてきた分には、署名なしで到着したものも含まれている。他の申請書には、補償について利用しうる他の財源を OVC が確認するための保険会社の連絡先、請求番号等の情報が欠落していた。申請プロセスについて請求者の理解を深め、膨大なフォローアップ作業の必要性を減らすため、OVC は、申請書および添付指示書を改善した。それらの改善は、管理・予算室の更新プロセス中に行われた。

利用しうる他の支払手段の確認

補償される可能性のある支払の申請書を ITVERP に提出する場合、請求者は、他の財源から事件に関連して受け取った支払をすべて明確にしなければならない。その後、OVC は、補償される可能性のある支払についての申請を評価する際に、そのような利用しうる他の財源をすべて考慮しなければならない。一部の事例においては、利用しうる他の財源が確認されたために問題が生じた。たとえば、請求者が財物の損失について勤務先会社 (現存していない) から補償を受けていたケースもある。この場合、OVC のスタッフが調査を行い、請求者の勤務先会社を買収した会社に連絡し、利用しうる他の支払手段を確認した。

実績為替レートの入手

被害者は、テロ事件当時時点の為替レートで補償を受ける。この規定では、特定日付の為替レートの実績データを OVC が入手できることが要求される。相当の調査を行った後、OVC は、最も信頼できる為替レート情報源は FMS と判断した。FMS は、四半期毎に日々の為替レートを平均して当該四半期の数字を計算し、OVC および請求者に信頼できる安定したデータ源

を提供する。

ITVERP の将来の責任

反テロリズム及び緊急事態準備金 (Antiterrorism Emergency Reserve) は、テロ行為に対応して Fund に移管された金額から年間 5,000 万ドルまで留保する権限を OCV の室長に与えている。INVERP、Emergency Fund (上記で論じた)、反テロリズム及び緊急事態援助制度 (AEAP) への資金供与は、そのすべてが反テロリズム緊急事態準備基金から行われる。5,000 万ドルという上限は、実績からの見積りに基づいたものであり、国際テロ行為の被害者となった米国人に補償するには十分と予測されている。AEAP は、米国内でのテロ行為の後に、サービス、財政的援助および訓練ならびに技術的援助を求める申請者を援助するほか、米国外でのテロ行為および集団暴力行為の被害者を援助する。米国における 2001 年 9 月 11 日の攻撃に匹敵する規模の国際テロ事件が勃発したか、または 1 年の間に複数の大規模なテロ事件が発生した場合、反テロリズム緊急事態準備基金は、予想以上に早く使い果たされる可能性がある。

(以下原文 23 頁)

制度の将来の目標

OCV は今後、以下をはじめとする複数の分野に重点を置く。

- 補償手続の各段階が効率的かつ適時に実施されることを保証するため、内部的監視手順を改善・維持すること。
- 永久データベースを構築すること。ITVERP も、将来の大規模国際テロ事件の被害者に最善の援助を当該制度によって与えるためにはどうすればよいかを検討している。
- ITVERP のアウトリーチ計画を推進し (国内・国際会議およびワークショップへの参加を含む)、ITVERP 制度パンフレットおよびアウトリーチ関連資料を作成すること。
- 連邦機関関係者と緊密に協力働して被害者援助活動を調整することにより、政府機関および専門機関との調整の取り組みを維持・拡張すること。各機関が各自の長所に応じて最適の援助を提供できるように参加することに重点を置く。この戦略を採用すると、機関の間での重複を避けることが可能となる。
- 制度の手続きの更新に合わせて ITVERP 運用マニュアルを更新・改訂すること。
- ITVERP が財源になりうる国際テロ行為の被害を受けたと確認された人々を抱えている他の機関との関係を構築することによって、潜在的な請求者に対するアウトリーチ活動を強化すること。これによって、ITVERP は被害者支援の分野において活躍できる場の創出を開始することができる。

(以下原文 25 頁)

要約

要約すれば、OCV は ITVERP 発足の年に大きな成功を収めている。OCV は、危機に陥っている人々、すなわち国際テロ行為の被害者およびその家族に対して必要なサービスを提供する制度を成功裏に実施した。実施の前に大規模な土台づくりが行われたが、ITVERP の使命を達成するため、制度の方針、手順、資料、およびツールが初年度に開発された。最終的な規則についての意見具申期間が経過した後、OJP は、現場からの意見を審査し、組み入れた。最終的な規則は、2006 年 9 月に連邦公報に掲載された。2006 年 10 月の実施日を予期して、OCV のスタッフは、制度の手続の作成と、制度推進用の救援資料の開発を開始した。プレゼンテーションとブリーフィングで制度に関する情報を広めることが予定されていた。当初の申請件数は予想を下回ったが、OCV は、この機会を活かし、申請の審査に加えて、申請件数の増加を見越した手続改善にも取り組んだ。

ITVERP を通じて利用可能なサービスに関する OCV の広範なアウトリーチによって、何百人もの被害者、被害者の人々のうち主要人物、そして一般市民が貴重な知識を手に入れ、力を得てきた。重複のない円滑なプロセスをテロ被害者に保証するための協力関係が、多くの機関、組織、および個人との間に確立されている。

最終的に OCV は、OCV の使命を果たす上で重要な構成要素であり、大いに期待されてきた制度の実施に成功した。ITVERP は、国際テロ行為の被害者が受ける必要性と適格性を有する妥当性確認、援助および支援を実際に受けられるようにしたほか、OCV が「被害者最優先」を貫くことも可能にした。

「私の立場では、こういった問題と日々の現実的な雑事に対処するのはとても辛い。本当は夫を弔いたい気持ちでいっぱいなので。そんな私に対して、政府はいつも素早く情報を届けてくれました。その配慮に心から感謝しています。」
- サウジアラビアで死亡した被害者の妻

(以下原文 27～30 頁)

付属書 A : ITVERP 制度年譜

2000 年秋：連邦議会が VOCA を改正し、米国外で発生した国際テロ行為の被害者に被害関連費用を補償する制度を創設する権限を付与する。

(公法 106-386)

2001 年 2 月：制度開発のため、OVC が内部ワーキング・グループを招集する。

2001 年 6 月：OVC が、米国国務省、連邦捜査局 (FBI)、米国国際開発局、米国国防省、人事局、運輸安全委員会、各州の VOCA 基金運営管理担当者および被害者を含めて、外部ワーキング・グループを招集する。

2002 年 2 月：制度の開発を討議するため、OVC が選ばれた各州の VOCA による補償制度運営担当者および連邦の制度の代表者で構成される第 2 次外部ワーキング・グループを招集する。

2002 年 9 月：OVC が、最終的な記録システムを連邦公報で公表する。

2002 年 10 月：指針を「規則」と記載することが決定される。

2003 年 3 月：国際テロ被害者補償制度 (ITVCP) 運営支援および請求処理に備えた公開競争入札のために申請要望書が発表される。

2003 年 4 月：立法措置および制度の要素について協議するため、OJP/OVC がパンナム航空 103 便の被害者の家族との会議を招集する。

2003 年 5 月：特に提案されている方針と手順に関して、この時点までの ITVCP 制度の開発に関するフィードバックを求めるため、OJP/OVC が、当初の ITVCP ワーキング・グループの構成員 3 名に再度連絡する。

2003 年 7 月：運営および請求処理を支援するための連絡組織として、Courtesy Associates (会社名) が選任される。

2003 年 8 月：Courtesy Associates の代表者に ITVCP の概要を伝えるため、OVC が Courtesy Associates と公式の初回会合を招集する。OVC のプレゼンテーションの内容は、制度の概説および制度に対する質問の検討、制度の要点、連絡窓口、被害者のプライバシー、記録システム、被害者への配慮/共感、提案されている制度の申請書/指示書、潜在的被害者のリスト、期限厳守の重要性、記録、データベース/データ・フィールドに関する報告などである。

2003 年 8 月：プログラム納入業者の候補に自社ソフトウェア・アプリケーションを披露させるため、OVC がソフトウェア納入業者のデモを一日がかりで開催した。

2004 年 5 月：制度名が ITVCP から ITVERP に変更される。

2005 年 8 月：提案される規則が連邦公報で公表される。

2005 年 10 月：制度規則の提案に対する意見具申の締め切り。

2006 年 4 月：管理および請求処理の支援を ITVERP に対して提供する下請け組織として、Anteon Corporation (会社名) が選定される。

2006 年 5 月：Anteon の代表者に ITVERP の概要を伝えるため、OVC が Anteon と公式の初回会合を招集する。OVC のプレゼンテーションの内容は、制度の概説および制度に対する質問の検討、制度の要点、連絡窓口、被害者のプライバシー、記録システム、被害者への配慮/共感、提案されている制度の申請書/指示書、潜在的被害者のリスト、期限厳守の重要性、記録、データベース/データ・フィールドに関する報告などである。

2006 年 9 月：最終的な制度規則が公表される。

2006 年 10 月：ITVERP の実施が開始され、申請書の様式および指示書がオンラインで入手可能になる。

2006 年 11 月：ITVERP への補償を求める最初の申請が受理される。

2006 年 12 月～2007 年 5 月：OVC は引き続き、申請を受理および処理し、制度に関する質問に回答している。

付属書 B : ITVERP 制度に関する補遺

この補遺では、2007 年 6 月 1 日～2007 年 8 月 31 日 (*連邦議会に対する 2007 年 OVC 国際テロ被害者費用償還制度レポートの完成後*) に発生した重要な事項を概説する。

2007 年 6 月：ITVERP の運用マニュアル案が改訂され、新規および更新版の書式およびテンプレートが盛り込まれる。

2007 年 7 月 10 日：司法長官が権限委任状に署名する。これにより、ITVERP の目的に鑑みて国際テロ行為を示す妥当な証拠の有無を判定する権限が国家保安担当司法次官補に付与された。

2007 年 7 月 17 日：ITVERP の目的に鑑みて事件の決定を求める最初の要請を、OVC が国家保安担当司法次官補に提出する。

2007 年 7 月 31 日：国家保安担当司法次官補が制度に基づいた最初の決定を行った旨が OVC に通知される。

2007 年 8 月 3 日：請求者に対する最初の支払いを ITVERP が決定する。

2007 年 8 月 13 日：ITVERP 制度に基づく申請者への最初の支払いを発表するプレス・リリースを OJP が発行する。

2007 年 8 月 31 日：制度に基づき請求者に 23,516.93 ドルを補償することを OVC が決定する。

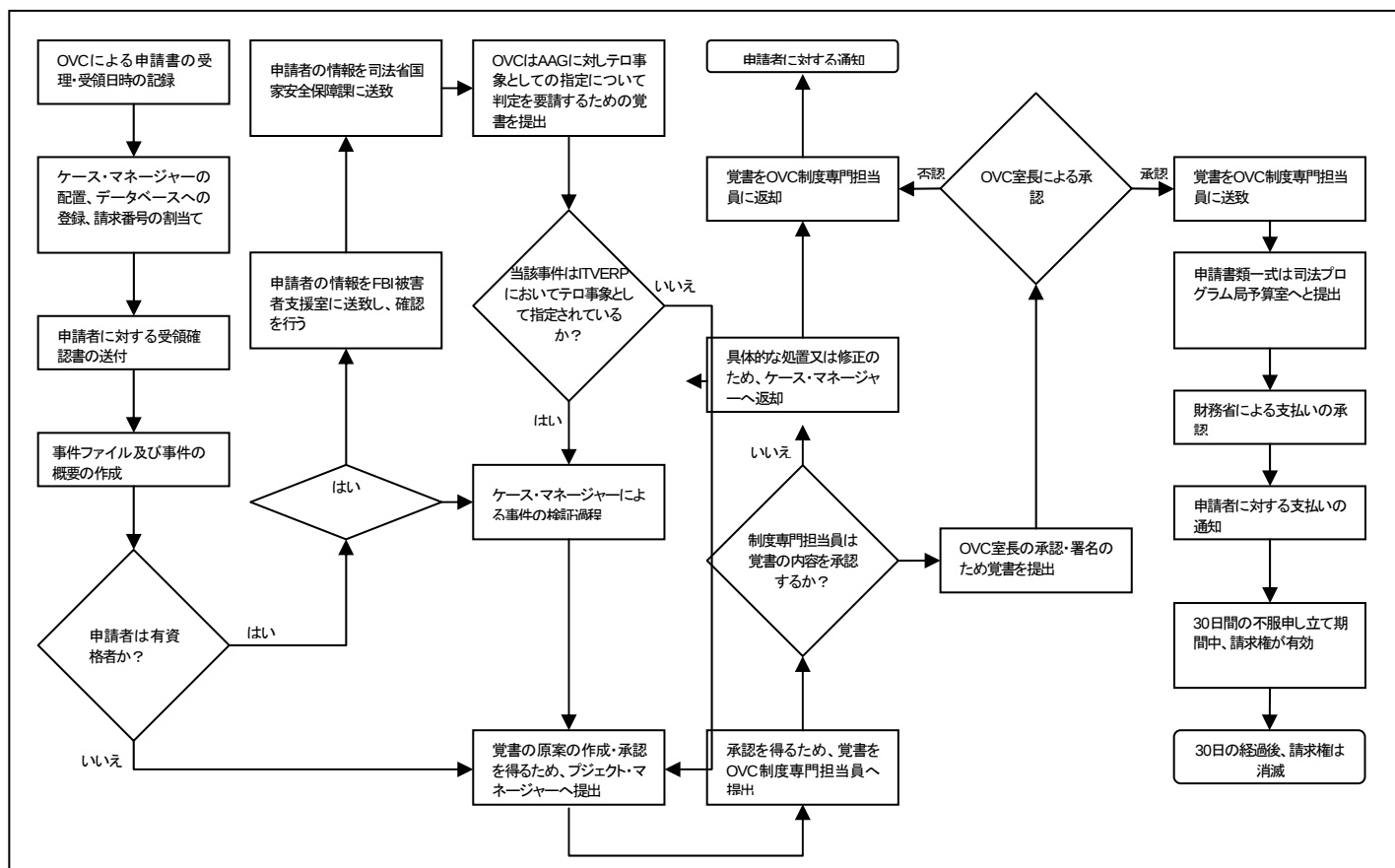


図7. 国際テロ被害者費用償還制度申請処理プロセス（2007年7月改定）

(以下原文 31～32 頁)

注

1. ITVERP 制度実施の目的上、テロ事件に関する状況および ITVERP による補償を申請する者は、当該事件が及ぼす影響に応じて、「被害者」もしくは「請求者」またはその両方となることがある。

42 U.S.C. §10603b (a) (2) は、米国外で発生したテロ行為の被害者を以下のように定義している。

(A) 米国民または米国政府の公務員もしくは被用者であって、米国外で発生したテロ行為または集団暴力行為の結果として死傷した人をいう。

(B) (A) 項で規定した人のうちで、18 歳未満、禁治産者、無能力者または死亡者（その家族または法定後見人を含む）。

ITVERP を実施する最終の規則（28 C.F.R. Part 94 参照）は、「被害者」および「請求者」という用語を定義し、VOCA の制定法の随所にある被害者サービスに関する規定と調和させている。（42 U.S.C. §10607 (e) 参照。同項では、ITVERP に基づき請求に対する補償の適格者とみなされるという目的に鑑みて危害に苦しめられているとみなされる人に、未成年者、死亡者、禁治産者または無能力者である被害者の家族を加えている）。規則では、「被害者」を以下のように定義している。

「被害者」は、U.S.C. 10603c (a) (3) (A) で与えられた意味を有し、同項の「人」とは以下のいずれかをいう。

(1) (i) テロ行為の発生中に現場にいた個人。

(ii) テロ行為の発生直後に現場にいた個人。

(iii) 他の被害者の捜索または収容の取り組みを補助した緊急時対応者。

(2) 本項の (u) (1) に規定した被害者の配偶者、子、親および兄弟その他長官が裁量で定めた人は、当該条項で規定された人が以下のいずれかに該当する場合には「被害者」とみなすものとする。

(i) テロ行為の結果として死亡した場合。

(ii) テロ行為の時点で 18 歳未満（または禁治産者または無能力者）である場合。

(iii) テロ行為の結果として禁治産または無能力の宣告を受けた場合。

28 C.F.R. §94.12 (u)。規則の定義によると、「請求者」は「被害者」（該当する場合には、申請書に署名し、提出し、補償の支払を受ける権限を与えられた代理人）を意味する。28 C.F.R. §94.12 (b)。

規定上の定義が示唆するように、同一の事例において、被害者と請求者が同一の人という場合もある。たとえば、18 歳を過ぎている人が米国外のテロ行為で負傷し、医療費の補償を受ける資格がある場合、その人は、ITVERP に関する地位としては請求者に相当する。ただし、国際テロ行為によって被害者が殺害された別の例では、請求者は、生存している最近親者になるであろう。その最近親者は、被害者の葬儀の費用を支払った場合に葬儀費用の補償の請求者になるであろう。しかし、その最近親者が被害者を失ったことに関する問題で自身が利用している精神保健サービスの費用補償を求めた場合には、当該最近親者も自らの権利についての被害者であり、請求者でもある。

2. 42 U.S.C. 10603c (a) (3) (A) (i)

3. 本来、国際テロ被害者補償プログラムとして知られていた。

4. 米国愛国者法が制定される前には、特定の目的（州への定式被害者補償補助金制度及び支援制度補助金等）で非常準備金を管理する権限が OVC に与えられていた。この準備金からの資金は当初、2001 年 9 月 11 日のテロ攻撃の被害者を援助するために使用されていた。米国愛国者法により、その一般準備金資金についての授権が取り消され、テロ行為および集団暴力行為の被害者を特に援助する権限が反テロリズム及び緊急事態援助基金に与えられた。

5. 42 U.S.C. 10603c (a) (3) (A) (i)

6. 処理時間に影響を及ぼす追加的なフォローアップが一部申請者によって要求されたため、OVC は平均処理時間を推定することしかできない。補償の要求の処理時間に影響を及ぼすもう 1 つの要因は、請求が承認されてから請求者に補償されるまでの時間だが、これは ITVERP による支払が授権されておらず、システムが完全に稼働していないためである。